会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和6年4月25日

奄美市農業委員会

第4回定例総会議事録

署名委員 大瀬 昭信

署名委員 中棚 昭三十

奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

- 1. 招集日時 令和6年4月25日(木) 午前9時30分~
- 2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
		14	柿園 三十昭
7	里義文	15	大瀬 昭信
8	野﨑 清志	16	中棚 昭三十

- 4. 欠席委員 1名6番 西 盛満
- 5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 事務局次長 勝 裕 美 笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

- 6. 報告事項
 - ・傍聴人 龍郷町農業委員会 11名
- 7. 議事日程
 - (1) 会議録署名委員の指名について
 - (2) 会期の決定について
 - (3) 議案について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地の認定について

議案第24号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出について(編入・軽微な変更)

議案第25号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定の合意解約)の決定について

議案第26号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第27号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の合意解約について

議案第28号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は15人、欠席者は1人で総会は成立いたしました。

これから、令和6年第4回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

≪日程第1≫

「会議録署名委員の指名」を行います。 本総会の会議録署名委員には、15番 大瀬 委員と16番 中棚 委員のお二人を指名いたします。

≪日程第2≫

「会期の決定」を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、 議案第21号から議案第28号までの8件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

議題に入る前に今月の議題に関しては調査書により委員、推進員の退出や議長の交代があるため議事進行に支障がないよう、ご協力くださいますようお願いいたします。

≪日程第3≫

「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請、No.11~No.12について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第21号の3条許可申請について

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は2件で売買が1件、贈与が1件の申請 でございます。

2ページをお開き下さい。

NO. 1 1 は, 譲渡人が所有する奄美市名瀬大字小湊の 2 筆の農地の申請です。農地区分は第 1 種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の合計面積は1,578㎡で売買による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

13ページをお開き下さい。

NO. 1 2 は, 譲渡人が所有する奄美市住用町大字役勝の1筆の農地の申請です。農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は $2,085 \text{ m}^3$ で贈与による申請となります。また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

以上2件でございます。

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告について、 調査報告の前にNo.11について私の調査報告があるため、議長を会長代 理に進行を任せます。

(議 長 交 代)(榮 会長代理)

議長

(榮 会長代理)

No.11につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。

それではNo.11について調査報告お願いいたします。

9番

(岸田 委員) 譲受人についての説明

農地法第3条の規定による、№11の譲受人について調査報告を致します。4月21日、午前10時に譲受人と池局長と私の3人で申請地の畑で、お話しと現地確認を致しました。

譲渡人と譲受人の関係は義兄妹です。今回の申請地は鹿児島市在住の譲受人が知人に貸していて、ずっと耕作されていると思っていたそうですが実際は2筆とも耕作されておらず荒れていて地元に帰る事もないので義兄である譲受人に引き継いで欲しいとの経緯だそうです。譲受人も農業をしており路地野菜を栽培したいという事でした。

事務局

(勝 次長)譲渡人についての説明

農地法第3条に係る調査報告をいたします。

2ページNO.11の譲渡人が鹿児島市にお住まいですので4月18日午前11時20分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。

譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載 内容にも間違いないとの事を確認いたしました。

譲受人との関係は弟の妻とのことです。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

9番

(岸田 委員)土地についての説明

4月21日、午前10時、譲受人、池局長、私の3人で申請地の畑を確認致しました。11ページをご覧ください。場所は奄美福祉看護学校近くで、圃場は数年間耕作されてないようで1m程のススキが茂っていましたが草刈りをすれば使用できると思います。

農地法第3条の調査書につきましては、第2項1号、第2項第4号、第 2項第7号につきましては別紙のとおりですので報告致します。 皆様のご審議をお願いします

議長

(榮 会長代理)

それではNo.11に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

それでは再度、議長を交代します。ご協力の程、ありがとうございました。

(議 長 交 代) (岸田 会長)

議長

(岸田 会長)

それではNo.12から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。

4番

(榮 委員) 譲受人についての説明

農地法3条の規定よるNo.12の案件について調査報告を行います。 4月23日、火曜日、午前10時50分、住用支所の朝井さん、私と2 人にて現地へ赴き、途中譲受人へ連絡をとり申請内容の確認を行いました。この案件は先月の贈与案件の関連であり、今回も場所の異なった贈与の形となっております。

譲渡人、譲受人とも先月と同一人物です。

これをふまえ、申請書に記載された農地の所在、地番、面積、贈与における所有権の移転等、申請内容に相違ない事を確認致しました。

12番

(山田 委員)譲渡人についての説明

議案21号、13ページ農地法3条の規定によるNo.12についての調査報告を致します。

譲渡人と4月22日午後2時頃、電話にて聞き取りを致しました。申請者の譲渡人、譲受人の住所、氏名等ともに記載とおりです。

土地の所在等も奄美市住用町大字役勝の1筆2,085㎡で記載通りです。

譲受人は姪御さんのご主人で、農業をしてみたいとの希望があり、当該 農地は自分が持っていても手が行き届かずに荒れさせるよりは譲受人に 譲ったほうが良いと判断し贈与としたようです。

以上、調査報告終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4番

(榮 委員) 土地についての説明

役勝川沿いの農地であり老木のタンカン樹の傍らに新しい苗木が植えら

れ、その他スモモの苗木も植えられていました。

尚、農地法第3条の調査書につきましては第2項1号、第2項第4号、 第2項第7号につきましては別紙のとおりですので報告致します。 皆様のご審議をお願いします

議長

(岸田 会長)

それではNo.12から順次、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請, No.11~No.1 2について」、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

≪日程第4≫

「議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請 $No.9 \sim No.13$ について」議題といたします。

この議案に関しましてはNo.10において 岩元推進員 の案件がありますので退出の程、お願いいたします。

それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第22号 5条の許可申請について

27ページをお開き下さい。

今月の5条申請は5件で売買が3件、贈与が2件の申請でございます。

28ページをお開き下さい。

No. 9 の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字喜瀬の1筆の農地の申請です。農地区分は第2種農地であり周辺の土地は小集団で生産力の

低い農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は679㎡の内500㎡で贈与による申請となります。

農地取得後は、一般住宅を建設する予定であります。

因みに、No.9に関しましては令和6年1月総会にて農振除外の提出があり令和6年3月29日に県との協議が終了報告されております。

40ページをお開き下さい。

No.10の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字喜瀬の1筆の農地の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は188㎡の内32㎡で贈与による申請となります。

No.10につきましてはNo.9との関連性があります。

内容につきましてはNo.9の一般住宅を建設する際、一部通路として使用する目的の売買でございます。

50ページをお開き下さい。

No.11の申請内容といたしましては奄美市名瀬和光町の3筆の農地の申請です。農地区分は第3種農地で都市計画整備がされた区域内の農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は118㎡で売買による申請となります。 申請内容といたしましては、一般住宅を建設する予定であります。

59ページをお開き下さい。

No.12の申請内容といたしましては奄美市名瀬小湊の2筆の農地の申請です。農地区分は第2種農地で、小湊集落内に接続する区域内の農地であります。

譲渡人の2筆の農地の面積は75㎡で売買による申請となります。

申請内容といたしましては、令和5年9月、11月の総会により5条申請による宿泊施設許可の隣接地でございます。

65ページの図面と66ページの事業計画書をご覧ください。

事業計画書の2の申請面積を必要とする理由の箇所において、2行目から申請地は市道小湊○○号線道路拡張のため奄美市へ寄付とし、令和5年9月、11月の総会により承認された宿泊施設の一部として通路として活用する予定であります。

図面を見ながら説明いたしますと、要するに下段に「道」と表示されていますがこの道が市道小湊〇〇号であり軽自動車1台分しか通行できない状況であります。

資材等の搬入の際トラック等の出入りが出来ないため今回○○番○を売買しその後、奄美市へ寄付する予定であります。

今回申請していない○○番○と○○番○については宅地となっておりすでに売買されております。同様に○○番○についても道路を拡幅してその後、奄美市へ寄付する予定であります。

因みに市道小湊 \bigcirc \bigcirc 号線の幅員は2m93で今回申請が許可されたら幅員が4m25となる予定であります。

また、○○番○については通路としての売買となります。

71ページをお開き下さい。

No.13の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字手花部の1筆の農地の申請です。農地区分は第2種農地であり、周辺の土地は小集団で生産力の低い農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,173㎡で売買による申請となります。申請内容といたしましては、保養所、駐車場を建設する予定であります。 No.13に関しましては令和6年9月総会にて農振除外の提出があり令和6年2月26日に県との協議が終了報告されております。

また、代替地について龍郷町芦徳の農地が表示されていますが、龍郷町農業委員会に問い合わせたところ問題ないとの回答でした。

以上5件でございます。

議長

(岸田 会長)

それではNo.9 からNo.11 まで順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。

それではNo.9からお願いします。

笠利

(竹山 主幹)譲受人についての説明

事務局

農地法第5条の規定によるNo.9について調査報告をいたします。

4月19日金曜日、午前9時頃に譲受人の夫にお話しを聞くことが出来

当該地は今年1月の当委員会において農振除外の認定を行っている土地 であります。譲受人の夫は、自宅の建設を行うことが目的の申請という ことです。

申請内容については確認しましたが、記載内容に間違いないとのことで した。

皆様のご審議をお願いします。

7番

(里 委員)譲渡人についての説明

農地法第5条の規定による許可申請について№9の譲渡人についてご報 告させて頂きます。

4月19日、9時30分に笠利分室の竹山さんと委員の泉さんと推進員 の前田さんと岩元さんと自分と申請地の農地に於いて農地の現状確認調 査及び聞き取り調査を行いました。申請地においては1月の総会におい て農振除外申請が提出されご報告をした農地でもあります。

譲渡人は笠利において保育園の先生として仕事をしているとの事でし た。仕事で休みが取れないために旦那さんにお願いしたとの事でした。 今回、娘さんが自分の住宅を建築したいと相談を受け建設予定地を探し ていたが単価が高くて母親の所有する農地をお願いされたとの事でし た。近くには両親の実家があり兄さんが住んでいるので安心も出来ると の事でした。土地の所在及び、権利の設定など記載内容に間違いないと の事でした。

皆様方のご審議の程、宜しくお願いします。

(泉 委員)土地についての説明 2番

この申請案件については、令和6年1月25日の定例総会において農業 振興地域整備計画の変更除外申請がなされており、今回の5条申請許可 を取得後に一般住宅の建設を予定しており具体的な申請内容については 資料28ページから39ページに記載されており譲受人の夫に申請内容 の確認を行った結果、相違ありませんでした。

申請地の確認は、前田推進員、岩元推進員、里委員、竹山主幹、泉の5 人で4月19日金曜日、午前9時頃に譲渡人の夫と譲受人の夫の立ち合 いの下で行われました。

申請地の調査内容は令和6年1月25日の定例総会において農業振興地 域整備計画の変更除外申請どおりにより説明を省略致します。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

(岸田 会長)

No.10お願いします。

笠利

(竹山 主幹) 譲受人についての説明

事務局

農地法第5条の規定によるNo.10について、調査報告を致します。 4月19日金曜日、午前9時頃に譲受人の夫にお話しを聞くことが出来 ました。

当該地は今年1月の当委員会において農振除外の認定を行っている土地であります。譲受人の夫はNo.9の自宅を建設する予定地が市道に面していないため通路の申請ということです。

申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いないとのことでした。

皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

2番

(泉 委員)譲渡人についての説明

令和6年1月25日の定例総会において譲受人が一般住宅建設を予定しており、今回の5条申請許可を取得後に農用地区域から除外申請を行い土地譲受人が一般住宅建設と同時に市道への出入り口通路を予定しており具体的な通路配置図は46ページに記載されているとおりです。

分筆後の住宅配置図、分筆予定図は46ページに記載されています。 申請地の確認は、前田推進員、里委員、竹山主幹と私で4月19日金曜 日、午前9時頃に、譲渡人と譲受人の夫の立ち合いの下で行われまし た。申請内容は資料とおりで相違ないとのことです。

(泉 委員)土地についての説明

2番

申請地は市道を、喜瀬打田原集落の入り口付近に位置しており、隣接地は住宅が建ち並んでおり、申請地は雑草地で周辺の農地は何も耕作されておらず、農業用地としては利用できない状況にあり住宅建設と同時に市道への出入り口通路として問題はないと判断します。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長

(岸田 会長)

No.11お願いします。

13番

(田中 委員) 譲受人についての説明

議案22号農地法第5条の規定による許可申請No.11の譲受人について調査報告致します。

4月22日午後6時30分電話で話しを聞くことが出来ました。土地の

所在等書類の記載内容に間違いないとのことでした。 以上、報告いたします。

事務局

(勝 次長)譲渡人についての説明

農地法第5条に係る調査報告をいたします。

50ページNo. 11の譲渡人は大分県佐伯市にお住まいですが、墓参りのため帰省したとのことで、4月19日午後3時頃、市役所にて本人に申請内容の確認をいたしました。

譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

1番

(濱手 委員)土地についての説明

農地法第5条第1項の規定によるNo.11の土地について調査報告を致します。

4月20日午前11時頃、現地を確認いたしました。その場所は道路沿いの一般住宅が並んでいる所で3方が住宅に囲まれていました。この土地は20cmから30cmの雑草が生えており草刈りはそんなに時間はかからないと思いました。事前着工もなく問題はないと思います。

以上、報告致します。皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それではNo.9からNo.11について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

No. 9 からNo. 1 1 ついて承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

それでは、岩元推進員の入室を許可いたします。

また、No.12の議案につきましては私の調査報告があるため、議長を会

長代理に進行を任せます。

(議 長 交 代)(榮 会長代理)

議長

(榮 会長代理)

No.12につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。

それではNo.12について調査報告お願いいたします。

の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。

(勝 次長) 譲受人についての説明

事務局

農地法第5条に係る調査報告をいたします。

59ページ No.12の譲受人の会社が神奈川県横浜市にありますので4月23日、午後3時頃電話にて社長に申請内容の確認をいたしました。 譲受人の会社所在地、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等

宿泊施設及び食堂の通路および、一部を市に寄付し市道として整備して もらう予定という転用目的も間違いないとのことです。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

12番

(山田 委員)譲渡人についての説明

議案第22号、59ページ農地法第5条の規定によるNo.12についての調査報告を致します。

譲渡人へ4月20日、午後5時50分頃電話を致しましたところ息子さんが出ました。譲渡人は耳が遠くて話しが聞き取れないので私が答えますという事でしたので聞き取り確認いたしました。

土地の所在 2 筆で対価が \bigcirc 〇円、記載通りで間違いありませんとのことでした。

以上、報告終わります。

ご審議の程よろしくお願い致します。

(岸田 委員)土地についての説明

9番

農地法第5条の規定によるNo.12の土地の調査報告を致します。 4月23日、午前9時に譲渡人立ち合い依頼の電話をしましたが耳と脚が不自由ということで代理に息子さんを立ち会わせますと言うことで同日午後5時半に現地にて息子さんと待ち合わせして確認いたしました。 61ページをお開き下さい。

申請地は小湊集落内にあり長細い農地で市道と隣接しておりブロック塀で仕切られていて家庭菜園として利用されていました。他1筆も同様に家庭菜園として利用されていますが2筆とも生産性の低い農地と考えられ事前着工も無く特に問題ないと判断しました。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致しますとの事でした。以上。

議長

(榮 会長代理)

それではNo.12に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

それでは再度、議長を交代します。ご協力の程、ありがとうございました。

(議 長 交 代)(岸田 会長)

議長

(岸田 会長)

それではNo.13について、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。

笠利 事務局

(竹山 主幹) 譲受人についての説明

議案第22号農地法第5条の規定によるNo.13について、譲受人の調査報告を致します。

4月24日木曜日、午後1時30分頃、譲受人が島外のため電話で確認 をいたしました。

申請地は会社の保養所として建設することで間違いありませんでした。 また、土地の対価など記載内容の金額に間違いなく、建設に伴う経費は 全て自己資金で対応するとのことでした。

以上、調査報告を終わります。

事務局

(勝 次長)譲渡人についての説明

農地法第5条に係る調査報告をいたします。

71ページ№13の譲渡人と、4月24日午前9時30分頃、電話にて本人に申請内容の確認をいたしました。

譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

2番

(泉 委員)土地についての説明

この申請案件については、令和5年9月26日の定例総会において農業振興地域整備計画の変更除外申請がなされており今回の5条申請許可を取得後に保養所・駐車場の建設を予定しており、申請地の確認は前田推進員、竹山主幹、私の3人で4月19日金曜日、午前9時30分頃に確認を行いました。

申請地の調査内容は、令和5年9月26日の定例総会において農業振興整備計画の変更除外申請どおりにより説明を省略します。

審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それではNo.13に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請, №9~№13 について」、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

≪日程第5≫

「議案第23号 非農地の認定について $No.11\sim No.12$ 」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第23号 非農地証明願いについて

86ページをお開き下さい。

今回の申請は2件で内訳は名瀬地区が1件、笠利地区が1件の申請です。

87ページをお開き下さい。

No.11につきましては奄美市名瀬浦上の1筆で200㎡の申請であります。

90ページの案内図から浦上集落内にあり都市計画区域内の申請地となっております。

現況写真により始末書を添付しております。

93ページをお開き下さい。

No.12につきましては奄美市笠利町大字用安の1筆で815㎡の申請であります。

96ページの案内図と現況写真から、ほとんどが山裾や山の中が申請農地であります。

以上2件でございます。

(岸田 会長)

事務局

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

それぞれNo.11から担当調査委員から報告をお願いします。

13番

(田中 委員) 願出人と土地についての説明

議案第23号非農地申請No.11の願出人と土地について調査報告致いします。

4月24日午前9時に池局長、別府主査、山下推進員、願出人と現地で話しを聞くことができました。

土地の所在等書類の記載内容に間違いないとのことでした。昨年の9月に願出人の父が亡くなり相続の手続きを進める中で今回の土地が農地のままだとわかったそうです。資料にも写真がありますが、現在は貸駐車場となっており、周りも住宅街で農業に向かない土地と判断いたします。以上、報告いたします。

(岸田 会長)

議長

続いてNo.12調査報告お願いします。

(土浜 委員) 願出人と土地についての説明

10番

議案23号非農地証明願、No.12について調査報告致します。

93ページをご覧ください。

4月22日午前9時40分、願出人の娘さん婿と現地で会い話しを伺いました。

申請書の記載内容に間違いないとのことでした。

お二人立ち合いのもと、事務局の竹山主幹、推進員の岩元さんと一緒に 現地確認をしました。

申請地は山裾で雑木等が生え原野化している現況で非農地証明願もやむをえないと思います。

皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.11~No.12の質疑に入ります。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第23号 非農地の認定についてNo.11~No.12について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

≪日程第6≫

「議案第24号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

98ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、編入3件、用途区分変更(軽微変更)1件、計4件の申請であります。

申請書につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所 農林水産 課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願いいたします。

農林水

(勇 農政水産係長)

産課

農林水産課 勇です。

今回の案件につきましてですが、4件ございます。

個別の編入手続が3件、軽微な変更の手続きが1件となります。では資料に基づき説明させて頂きます。

まず件1 (No.は2) であります。

申請地は奄美市笠利町大字手花部字天原川、地目は畑

申出面積は908㎡

変更理由は果樹支援対策事業活用の為、編入の申出であります。

当該土地は、市笠利支所から南へ約1.7キロに位置し、集団性を有する農地、農用地区域と隣接しておりますが、

当該地は現状農振農用地に設定されておりません。

申出理由としましては、果樹経営支援対策事業活用導入の為、編入を希望された為、申出に至ったとのことであります。

先程申し上げたとおり、農用地区域に接しておりますので、編入には問 題のない農地と判断いたしますが、

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

次に件2(No.は3)であります

申請地は奄美市笠利町大字節田字ハサマで地目は宅地、他1筆は地目は畑と他1筆の地目は原野、同じくもう1筆は地目が原野、他1筆が地目が畑であります。

申出面積はそれぞれ1528.64㎡、451㎡、361㎡、1432㎡、18㎡で 変更理由は畜産基盤再編総合整備事業活用の為、編入の申出でありす。

事務局

当該土地は、市笠利支所から南東へ約3.8キロに位置し、集団性を有する農地内にあり、

また農用地区域と隣接していると見受けられますが、現状、申出にあがった土地については農振農用地区域内に設定されておりませんでした。

申出理由としましては、畜産基盤再編総合整備事業活用の為、編入を希望された為、申出に至ったとのことであります。

申出人につきましては、子牛生産の農家であり、申出人の叔父さんの後継者にあたる立場で営農に取り組まれております。

また計画されている事業につきましては、新規牛舎及び堆肥舎の建設、 草地の造成等の計画となっております。

事業費総額は約○○万円と伺っておりますが、その事業費のほとんどは 畜産基盤再編総合整備事業活用でまかなうこととなっているようであり ます。

堆肥舎や牛舎の配置等につきましては、叔父の既存施設の南側に隣接させ、建築される計画となっております。

詳しくは別添資料の図面、航空写真の図をご覧になって頂くとよくわかると思います。

地目が農地でなかったりする点につきましては、昭和53年と今から約50 年ほど前の措置であり、今となっては理由は不明です。

恐らく、察するに、牛舎に付帯する設備の用地ということで、当時の笠利町の担当者は法務局に報告していると思いますが、

法務局の登記官の指示でこのように宅地にしたものと思われます。何故 そのような誤った登記になったかは詳細は不明であります。

ですが、今般の変更により、農地台帳につきましては、農業用施設用地に書き換えるのが適切と思われます。

以上のような点を踏まえ、担当としましては、編入には問題のない農地と判断いたしますが、

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

件3 (No.は4) であります

申請地は奄美市住用町大字山間字善重の3筆で地目は原野です。 申出面積はそれぞれ4299、24288、7775㎡です。 変更理由は果樹支援対策事業活用の為、編入の申出であります。

当該土地は、市住用支所から南東へ約3.8キロに位置し、山間部に開発された樹園地となっております。

当該地は既存の農用地区域からは距離があり、現状、農振農用地区域内に設定されておりません。

申出理由としましては、果樹経営支援対策事業活用導入の為、編入を希望された為、申出に至ったとのことであります。

農用地区域には隣接はしてはおらず飛び地の様相ではございますが、元 農業委員が開発された農地であり、

担当としましては、編入には問題のない農地と判断いたしますが、 調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願 い申し上げます。

続いて、件4 (No.は5) であります 申 請 地は奄美市名瀬大字小湊字中畑、地目は畑でございます。 申出面積は地積282㎡のうち10㎡

変更理由は、作業小屋建設の為、用途区分変更、軽微変更でございます。

当該土地は、市名瀬支所から南東へ約7.5キロに位置し、集団性を有する優良な農地、農振農用地区域内に存在しています。

当該土地は周囲を農用地区域で囲まれており当該土地も農用地であります。

但し、区分変更理由が小屋建築の用途区分変更であり、軽微な変更となります。農作業小屋ということであれば申出は適切ではないかと考えられます。

以上、調査結果などを踏まえた農業委員会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

以上4件であります。皆さまのご審議をお願い致します。

(池 局長)

事務局

事務局から軽微の変更について追加説明を致します。

127ページをお開き下さい。

用途区分変更軽微変更につきましては令和5年1月16日市民課、固定 資産税係から直接農業委員会へ事務連絡があり、宅地から畑への転居届 があったとのことでした。

内容といたしましては農振地域内の畑に建てた作業小屋に住民票を移し たということでした。

奄美市農業委員会の指導といたしましては令和6年2月13日に本人へ 指導文章を通知し改善するように指導しました。

指導内容といたしましては

- ① 農振地域内の作業小屋につきましては農業振興地域整備計画変更に伴う軽微な変更の提出
- ② 畑の居住住所から移転の提出(住基で確認を行う)
- ③ 農地の所有者の変更(相続登記を法務局にて申請) 以上、通知を行い指導したところです。それを踏まえて今回の申請と なった次第です。

以上であります。

(岸田 会長)

議長

それではNo.2からNo.4について順次、担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。

(泉 委員) 申出人と土地についての説明

2番

議案第24号奄美市農業振興地域整備計画の変更について農用地区外から編入申請を行い果樹経営支援対策事業を活用してタンカン、津之輝を新植する事業計画をしている。

申請地の確認は前田委員、竹山主幹、泉で4月19日金曜日、午前9時45分頃に申請人と立ち合いののもとおこなった。

所在地は手花部市道を平集落方向の農道の山裾に沿った所に位置しており土地の周りはサトウキビ畑に囲まれており申請地は本人が雑草の草刈りを一部され、車の出入り口の道路が整備された状況にあり、農地の利用計画変更申請のとおりで、果樹経営支援対策事業を活用することによりタンカン農家としての規模拡大が期待できると判断します。

(岸田 会長)

議長

続いて、No.3の説明お願いします。

(朝 委員) 申出人と土地についての説明 5番

議案第24号農業振興地域整備計画の変更の編入についてNo.3の申請人 及び土地について調査報告を致します。

4月22日午前9時に竹山主幹、岩元推進員と現場にて申請人から話し を伺いました。申請人は祖父の叔父の後継者として畜産業を営んでおり ます。今回は、畜産基盤再編総合整備事業を活用し畜舎と堆肥舎の整備 のための申請と言う事でした。

また、申請書の記載内容に間違いないとの事でした。

土地につきましては4月22日午前9時に竹山主幹、岩元推進員と現地 を確認しました。114ページの地図をご覧ください。

申請地は現在祖父の牛舎が建っており申請人が管理し親牛10頭、子牛 2頭を飼育しています。

当該申請地の周辺は農振地域であり本来は農振地域に入る農地であると 考えます。

以上、報告致します。

議長 (岸田 会長)

続いて、No.4の説明お願いします

(榮 委員) 申出人と土地についての説明

奄美市農業振興整備計画の編入に係る議案第24号No.4の申請者と土地 について調査報告致します。

申請地は住用町山間字善重他2筆であります。124ページを参照下さ 11

4月21日午後1時30分申出者と共に現地へ赴きました。未舗装、急 勾配の林道を山中深く軽トラを走らせ目的地へとたどり着きました。 山中に造られた樹園地は整然と管理され個人的なパイロット事業が行わ れていた事を実感しました。

今回、果樹経営支援対策事業を活用して植え付けるタンカン樹は120 本と伺いました。以上、報告終わります。

(岸田 会長)

それではNo.2からNo.4まで順次、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

それでは、No.5の議案につきましては私の調査報告があるため、議長を 会長代理に進行を任せます。

(議 長 交 代)(榮 会長代理)

(榮 会長代理) 議長

No.5 につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろ しくおねがいします。(榮会長代理)

それではNo.5について調査報告お願いいたします。

(岸田 委員) 申出人と土地についての説明 9番

奄美市農業振興地域整備計画の軽微変更についてのNo.5の調査報告を致 します。

4月21日から24日の午前中まで申請人に何度も電話をしましたが出 れなかったので事務局に相談して24日午後1時に職場へ連絡して同日 の午後4時に会う約束をして、お話しが聞けました。

申請人は農業委員会に届け出をしなくてはならない事を知らずに建てて しまい申し訳ありませんと言う事でした。

次に土地について報告致します。

4月21日午後2時30分に池局長と私で現地確認を致しました。13 0ページをご覧ください。

現場は農道山田線の橋の分岐点近くにあり、防風林に囲まれ周りからは 見えない状態で3坪程度の倉庫が建てられていて本人は不在でした。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致しますとのことでした。

議長

(榮 会長代理)

それではNo.5に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第24号奄美市農業振興地域整備計画の変更(編入・軽微な変更)No.2~No.5について」は、「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

それでは再度、議長を交代します。ご協力の程、ありがとうございました。

(議 長 交 代) (岸田 会長)

(岸田 会長)

議長

≪日程第7≫

「議案第25号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について」と

「議案第26号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を議題といたします。

この議案に関しましては1番 濱手 委員,13番 田中 委員 の案件がありますので退出の程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

最初に議案第25号についてご説明いたします。

135ページの総括表、136ページの終期管理表をお開き下さい。 議案25号合意解約につきましては名瀬地区が1件1筆で1,117㎡、 となっています。 解約理由につきましては規模の縮小により解約を行ったところです。

続きまして議案第26号についてご説明いたします。

140ページの総括表 141ページの終期管理表をお開き下さい 議案 26 号利用権につきましては名瀬地区の 1 件 1 筆で 5 , 780 ㎡ の 内 4 , 150 ㎡、を使用貸借するものです。

内容といたしましてはタンカンを栽培する予定です。 以上、議案25号、26号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします

議長 (岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第25号~26号について」承認することに決定し、その旨を 市長に通知いたします。

1番 濱手委員、13番 田中委員の入室を許可といたします。

≪日程第8≫

「議案第27号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の合意解約の 決定について」

「議案第28号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の賃貸借契約の決定について」議題といたします。

この議案に関しましては13番 田中 委員 の案件がありますので退出の程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

最初に議案27号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について145ページの総括表をお開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の1件3,298㎡でございます。 解約理由としては耕作者のみが変更となりました。

続いて議案28号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による 賃貸借契約について149ページの名瀬地区、150ページの笠利地区 の総括表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が1件1筆で面積は1,161㎡でございます。

また、笠利地区につきましては 6 件 1 8 筆で面積は 3 2 , 2 1 9 \mathbf{m} でございます。

作物名など、その他につきましてはお目通しください。

以上であります。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第27号、28号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構) の決定について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

13番 田中委員の入室を許可といたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。 連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

事務局

協議会

- 1. 協議事項
 - ① 奄美市農業委員会による農地形質変更申出書の内規について(報告)
 - ② 農地法4, 5条工事進捗状況報告の未提出によるリストの公表
- 2. 連絡事項
 - ① 5月の日程について
 - ・申請締め切り日 5月7日 火曜日
 - ・事前協議の日程 5月13日 月曜日 9:30~ 3F会議室
 - ・総会の日程 5月24日 金曜日 9:30~ 5F会議室

(岸田 会長)

議長

それでは,正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉会

令和6年4月25日

奄美市農業委員会 会長 岸田 国広

 署名委員
 大瀬
 昭信

 署名委員
 中棚
 昭三十

 作成者
 池
 秀
 平